

内子町伝統芸能後継者育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、古くから地域に伝わる伝統芸能を地域ぐるみで保存継承するため、青少年への技術伝承に取り組む自治会に対し、内子町伝統芸能後継者育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域文化の保存継承及び郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「伝統芸能」とは、地域に根ざした次のものをいう。

- (1) 獅子舞
- (2) 社切り（舎儀利）
- (3) 万才
- (4) 神楽
- (5) その他町長が認めた伝統芸能

(交付の対象)

第3条 補助金は、青少年への技術伝承を目的とし、地域の伝統芸能の復活や継承活動を自治会が自ら又は自治会が地域の伝統芸能保存会等と連携して行うものに対して交付するものとする。ただし、他に国、県、町等から補助金の交付が決定され、又は交付を受けている場合は、交付の対象としない。

(補助金の費目等)

第4条 補助金の費目は報償費（外部指導者に係るものに限る。）、備品購入費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び修繕費）、使用料及び賃借料並びに役務費とし、補助率は10分の10以内とし、最高限度額は年間10万円とする。

(交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、3年以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、内子町伝統芸能後継者育成事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合にはその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに内子町伝統芸能後継者育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業完了後速やかに内子町伝統芸能後継者育成事業実績報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(請求書)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定め

る。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

内子町長 様

自治会長

印

年度内子町伝統芸能後継者育成事業補助金交付申請書

年度において、伝統芸能後継者育成事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金の額 一金 円

2. 実施の時期 自 年 月 日
至 年 月 日

3. 事業計画

活動予定日	活動名称	参加予定者数	活動内容

4. 事業費明細

支出項目	数 量	単 価	金 額	備 考

5. 財源内訳

負担区分	金 額	備 考
自治会拠出金		
地域分担金		
寄 附 金		
町 補 助 金		
合 計		

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

内子町長



年度内子町伝統芸能後継者育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度内子町伝統芸能後継者育成事業補助金の交付について下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

内子町長 様

自治会長

印

年度内子町伝統芸能後継者育成事業実績報告書

1. 事業の効果

2. 事業実績（活動日誌）

活動予定日	活動名称	参加予定者数	活動内容

3. 事業費明細（精算額）

支出項目	数 量	単 価	金 額	備 考

4. 財源内訳

負担区分	金 額	備 考
自治会拠出金		
地域分担金		
寄 附 金		
町 補 助 金		
合 計		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

内子町長 様

自治会長 ⑩

請 求 書

一金 円也

ただし、 年度内子町伝統芸能後継者育成事業補助金

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度内子町伝統芸能後継者育成事業が完了したので、内子町伝統芸能後継者育成事業補助金を請求します。

記

補助金の振込口座名

銀行・農協

支店・支所

口座番号

名 義